

令和 5 年度 税制改正 要望事項 (新設 ・ 拡充 ・ 延長)

(復興庁)

項 目 名	帰還・移住等環境整備推進法人に対して土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の延長		
税 目	所得税・法人税		
要 望 の 内 容	<p>【制度概要】 原子力災害により避難指示が出されていた区域（以下「避難指示解除区域」という。）や現在整備が進む特定復興再生拠点区域において、空き地等の有効活用を促進し、生活環境の向上、賑わいの創出を図るため、帰還・移住等環境整備推進法人が行う土地等の集約化のために、当該法人に土地等を譲渡した場合に、当該土地等に係る国税についての特例措置を講じている。</p> <p>【要望の内容】 避難指示解除区域や特定復興再生拠点区域内において、帰還・移住等環境整備推進法人に対し、土地を集約化する事業の用に供される土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例（※）の適用期限を3年間延長する。</p> <p>※課税の特例の内容 所得税：2,000万円以下の部分について税率を軽減（本則15%、特例10%） 法人税：5%の法人重課の適用除外とする。</p> <p>【関係条文】 (所得税) 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第11条の6第2項</p> <p>(法人税) 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第18条の10第2項</p>		
	平年度の減収見込額	—	百万円
	(制度自体の減収額)	(—	百万円)
	(改正増減収額)	(—	百万円)

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>避難指示解除区域や現在整備が進む特定復興再生拠点区域において、空き地等の有効活用を促進し、生活環境の向上、賑わいの創出を図り、もって原子力災害により避難した住民の帰還及び新たな住民の移住等を促進する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>原子力災害により深刻かつ甚大な被害を受けた福島復興及び再生については、福島の置かれた特殊な諸事情と、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任を踏まえて行われるべきであるとの考えの下、福島復興再生特別措置法に基づき、法や税の特例措置、予算措置等の各種施策を講じている。</p> <p>そのなかで、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年3月までに、将来にわたって居住を制限することを原則とした帰還困難区域を除き全ての避難指示が解除されたこと ・帰還困難区域内においても、福島復興再生特別措置法の改正（平成29年5月）により、避難指示を解除し、居住を可能とする特定復興再生拠点区域の整備が進み、令和4年6月に葛尾村及び大熊町、8月に双葉町と同区域の避難指示が解除され、富岡町、浪江町及び飯館村の同区域については、令和5年春頃の避難指示解除を目指し整備を進めていること <p>を踏まえると、これまで避難していた住民の帰還等に向け、商業、医療・介護、コミュニティ形成等の生活環境の整備に係る施策の重要性がより一層高まっている。</p> <p>また、令和3年4月に施行された改正福島復興再生特別措置法においては、住民の帰還に加え、新たな住民の移住・定住の促進に資する施策が福島復興再生加速化交付金（帰還・移住等環境整備）の対象に追加される等、新たな住民の移住等に向けた生活環境整備も重要となっている。</p> <p>しかしながら、多くの被災市町村においては、住民の帰還等が進まず、家屋解体等の進展により、空き地等が多く存在し、地域の活力の低下、景観の悪化等、生活環境の向上や賑わいの創出に当たって課題となっている。</p> <p>当該市町村における空き地等の所有者は、既に避難先で生活基盤ができていることが多く、潜在的には売却、賃貸等の意思を持ちながらも、長期避難の影響で土地利用ニーズが極めて小さいことや、手間に見合うだけの価値が見込めないといった消極的な理由で保有している状況にあるため、自然状態に委ねていても、当事者による利活用に向けた積極的な行動を期待することは難しい。</p> <p>このため、行政や、行政に代わって多様なニーズに応じてまちづくり活動を行う帰還・移住等環境整備推進法人が、空き地等の利用の意向や動向を捉えた上で、種々の事業に取り組むことが求められる。</p> <p>このような観点から、帰還・移住等環境整備推進法人がより円滑に業務を遂行すべく、住民等が当該法人に土地等を譲渡等する場合のインセンティブを与える必要があり、特例措置を延長する必要がある。</p>		
	<p>今回の要</p>	<p>合理性</p>	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p>

	政策の達成目標	空き地等の有効活用を促進し、生活環境の向上、賑わいの創出を図る。
	租税特別措置の適用又は延長期間	3年間（令和5年1月1日～令和7年12月31日）
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ。
	政策目標の達成状況	<p>これまで、避難指示を解除し、個々の住民が帰還できる環境を整備することを重視して、除染・家屋解体やインフラ整備を進めてきたところ。</p> <p>また、特定復興再生拠点区域においては、集中的に除染・家屋解体やインフラ整備を進め、葛尾村、双葉町、大熊町については、令和4年6月から8月にかけて避難指示が解除され、富岡町、浪江町、飯館村については、令和5年春頃の避難指示解除を目指しているところ。</p> <p>避難指示解除区域及び特定復興再生拠点区域においては、住民の帰還が進まず、地域が本来有していた生活環境の再生についても道半ばであるため、今後、移住促進施策と相まって、空き地等の活用を促進し、生活環境の向上に取り組む必要がある。</p>
有効性	要望の措置の適用見込み	2件／年
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置により、帰還・移住等環境整備推進法人に土地等を譲渡しようとするインセンティブが働き、その促進が図られることで、生活環境の向上が図られる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設整備事業のために帰還・移住等環境整備推進法人に土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特別控除の特例（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税） ・ 公共施設整備事業のために帰還・移住等環境整備推進法人が土地等を譲り受けた場合の特例（登録免許税、不動産取得税、固定資産税、都市計画税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	福島再生加速化交付金（既存ストック活用まちづくり支援）（令和4年度予算額2.7億円の内数）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<p>予算措置は、市町村や帰還・移住等環境整備推進法人が、空き地・空き家等の既存ストックを活用して行う公的施設整備（用地の取得は除く。）等を支援するものである。</p> <p>一方、本措置は、住民等に対して帰還・移住等環境整備推進法人に土地等を譲渡するインセンティブを与えることにより、空き地等の利用を促進しようとするものである。</p>

		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>令和2年3月までに帰還困難区域を除くすべての避難指示区域が解除されたこと、令和4年6月から8月にかけて葛尾村、双葉町及び大熊町の特定期復興再生拠点区域の避難指示が解除されたこと、令和5年春頃に富岡町、浪江町及び飯館村の特定復興再生拠点区域の避難指示解除を控えていることから、これまなな況況の円滑な土地等の譲渡を踏まえ、帰還・移住等環境整備推進法人の行う事業の円滑な実施を促すことと、同法人の事業を円滑に実施させることとを併せて、空き地等の利用促進のための措置が総合的に講じられることと考える。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>—</p>	
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	<p>—</p>	
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>		<p>本措置により、帰還・移住等環境整備推進法人に土地等を譲渡しようとするインセンティブが働き、その促進が図られることで、生活環境の向上が図られる。</p>
	<p>前回要望時の達成目標</p>		<p>空き地等の有効利用の促進を図ることにより、生活環境の向上を図る。</p>
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>		<p>避難指示解除区域や特定復興再生拠点区域においては、住民の帰還等が進まない一方で、家屋解体等の進展により空き地等が多く存在し、その有効な活用方策が見いだせない状態が続いている。 今後は、住民の帰還に加えて、新たな住民の移住等の促進が必要であり、移住促進施策と相まって、空き地等の利用促進を進める必要がある。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>			<p>令和元年度：創設 令和2年度：延長 令和3年度：拡充</p>